

令和5年度姫路市立高浜小学校いじめ防止基本方針

＜令和5年4月改訂＞

1 はじめに

本校は、教職員・保護者・地域が一体となっていじめ問題に取り組むよう、「高浜小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」）を策定する。なお、策定時には「兵庫県いじめ防止基本方針」及び「姫路市いじめ防止基本方針」を参照・抜粋している。「基本方針」に記載のない事項、詳細のない事項については兵庫県及び姫路市の各基本方針、「いじめ防止対策推進法（以下「法」）」を参照することとする。

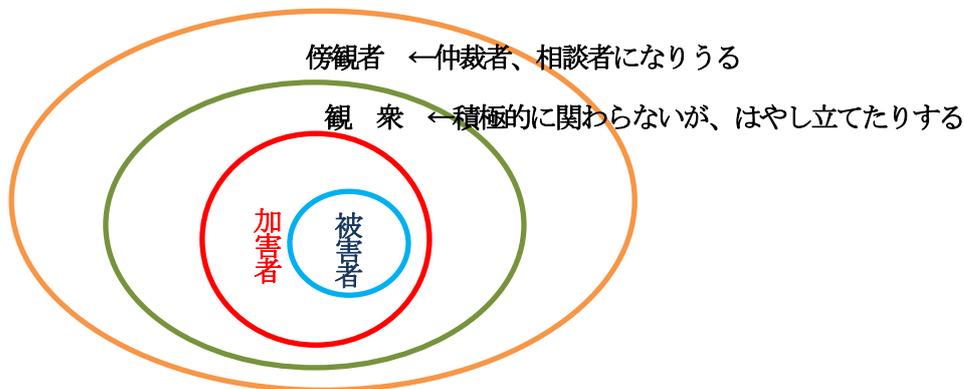
2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法・第2条（以下「法」）に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」と定義されている。

3 いじめの理解及び定義の補足

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるため、学校・家庭・地域が連携して取り組む問題である。
- いじめの構造については＜図1＞で示す。
加害・被害児童だけでなく、観衆・傍観者になっている児童にも、いじめが自分たちの問題であるという認識をもたせ、協力して事態改善を目指す姿勢を育てる必要がある。
- いじめ事案の判断・対応については、組織的に行い（4「校内体制」で詳述）、事後についても情報共有を随時行っていく。いじめの判断については、定義に基づき行われるが、児童間の普段の人間関係を考慮したり、けんかやふざけあいであっても児童の感じる被害性に着目したりする等、いじめに該当するか否かについては多面的に判断する。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認しなければならない。
- いじめの解消については、行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続すること、心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者から確認できていることを基準とする。

＜図1＞



4 校内体制

(1) 「生活指導委員会」（月1回）

校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・各学年1名・補導担当が参加し、気になる児童の現状や問題行動の有無、指導についての情報交換、学級指導等の共通理解について話し合いを行う。また必要に応じて議事録に該当児童の顔写真を添付し、全教職員で共有する。その際、個人情報の取り扱いに十分留意する。

(2) 「いじめ対応チーム」

いじめの情報を得た場合は、校長の判断で「いじめ対応チーム」が招集される。「いじめ対応チーム」は校長・教頭・生活指導担当・道徳人權教育担当・各学年1名・養護教諭・補導担当・教育相談担当で構成され、事案・状況に応じて再編成する（スクールカウンセラー等）。事案発生直後及び対応後（経過観察期間中等）に会議を行う。

(3) 日々の取り組み、事案発生時の具体的対応、及び関係機関との連携については、以下の5～14の項目で記載する。

また、「15 具体的な対応」の項目で図式化する。

5 教職員の姿勢

- ①児童一人ひとりが自分の居場所を感じられるような学級経営、児童との信頼関係づくりに努める。
- ②いじめの兆候を見逃すことのないよう、「全児童を全職員で見守る」という態度を基本とし、情報共有を密に行う。
- ③いじめ問題を一人で抱え込まず、学年団・生活指導・管理職にも報告し、組織として対応する。
- ④「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努める（詳細6～8）。
- ⑤「いじめは決して許されない」という姿勢を様々な場面で児童に伝える。
- ⑥わかる授業作りを目指す。また道徳の授業等を通じて児童の人権感覚を高める。
- ⑦家庭、地域、異校種、他校からの情報を活用する。
- ⑧各種研修（ライフスキル教育等）を活用し、実践的指導力の向上に努める。

6 未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという認識の下、全児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業作り、集団作りを行う。基礎基本の定着を図り、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを目指す。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自尊感情や自己有用感を高められる機会を充実させる（人権教育・道徳教育、特別活動、体験活動等）。
- (3) 小中一貫教育の推進。

7 早期発見

早期発見のために、教職員は、日常生活の中での「児童のささいな変化に気づく目」や「気づいたこと・情報を確実に共有（連絡）すること」が重要であると考え。

<早期発見の具体的な方法>

- ・日常的な児童の行動観察（作文・日記の内容を含む）
- ・教職員間及び保護者との情報交換
- ・いじめアンケート実施（学期に1回）→ 実施方法については、児童の心理的・環境的状况に配慮する。
必要に応じて個別の聞き取りを実施。
- ・養護教諭、スクールカウンセラーとの連携

8 早期対応

いじめの情報を得た時には、法第23条第1項に基づき、学校長は「いじめ対応チーム」を招集し、速やかに組織的対応を開始する。

学校だけでは対応困難な事案については、スクールソーシャルワーカー等各機関と連携して対応する。

- (1) 正確な事実の把握
 - ・当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
 - ・整理された情報は「行動の記録」を作成し、随時更新していく。
 - ・関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
 - ・いじめか否かの判定を「いじめ対応チーム」で行う。
- (2) 指導体制、方針の決定
 - ・すべての教職員の共通理解を図る。
 - ・対応する教職員の役割分担を行う。
- (3) 児童への指導・支援
 - ・被害児童が安心して登校できる環境を整える。また心理的なケアを連携しながら行う。
 - ・加害児童にはきちんと指導すると同時に、以降落ち着いた生活ができるよう働きかける。
 - ・観衆・傍観者の児童については前述（2 いじめの理解及び定義の補足 <図1>）
- (4) 保護者との連携
 - ・いじめの事実を正確に伝え、対応策や学校との連携方法等を話し合う。
 - ・家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。
- (5) 事後の対応
 - ・いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
 - ・関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
 - ・いじめを行った児童の状況に応じ、適切に関係機関との連携を進める。
 - ・児童・保護者の希望等、学校として必要と判断した場合には、スクールカウンセラーや姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、児童の心のケアを図る。

9 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットやスマートフォン・ゲーム機等による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

さらに、保護者と連携し、児童のスマートフォン（携帯電話）等の使い方等ささいな変化に注意し、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、保護者の責任を原則とした上で、被害者保護の観点から、資料・証拠の確保・児童からの聴き取り・書き込みや画像の削除等必要な対応を迅速に図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては警察等の専門的な機関と連携を図っていく。

10 家庭や地域社会との連携

「いじめは許されない」という指導方針を、ホームページ、PTA総会・地域での各種会合等で保護者や地域に周知する。スマートフォン・携帯電話の使い方については、飾磨小・飾磨東中・飾磨中部中と統一した文書を作成し、年度当初に配布し、保護者との共通理解を図る。

11 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態であると学校長が判断した場合は、速やかに教育委員会へ報告する。

(2) 調査組織

「いじめ対応チーム」を母体とする場合、当該重大事態の性質に応じて「基本方針」に基づき調査を実施する。教育委員会は「いじめ問題等支援チーム」を派遣する。教育委員会が主体となる場合、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

(3) 調査の実施、結果の報告等について

実施方法、被害児童及び保護者への情報提供、調査結果の報告については、「姫路市いじめ防止基本方針」に基づくものとする。

12 いじめ防止の検証及び見直し

(1) 再調査

法28条第1項の規定により、市長より調査結果について調査（再調査）を求められた場合、学校は再調査に全面的に協力し、当該重大事態と同種の事態の発生予防のため関係機関等と連携を密にし、児童の心のケアを図る。

(2) 実施状況の報告

本校のいじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等の対策については、毎年度実施状況を「いじめ対応チーム」で確認し、必要な見直しをする。

(3) 総合的な検証

この基本方針については、学校評価や「いじめ対応チーム」で検証を行い、その結果に基づき改訂する。

13 年間指導計画

1学期	2学期	3学期	通年・随時
・生活指導委員会（毎月） ・生活アンケート ・個人懇談会 ・学年行事 ・児童理解の会 ・ライフスキル教育	・生活指導委員会（毎月） ・ネットモラル講習会 （講師未定） ・生活アンケート ・個人懇談会 ・学年行事 ・ライフスキル教育	・生活指導委員会（毎月） ・薬物乱用防止教室 ・6年生を送る会 ・生活アンケート ・基本方針の検証 ・ライフスキル教育	・道徳 ・総合的な学習の時間 ・ペア遊び ・キャリア教育 ・小中一貫教育 ・心のアンケート

14 関係機関等

姫路市教育委員会学校指導課 生徒指導係	☎079-221-2771
姫路市総合教育センター 育成支援課	☎079-224-5843
播磨西教育事務所 教育振興課・学校支援チーム	☎079-281-9585

飾磨警察署	☎079-235-0110
姫路南少年サポートセンター	☎079-237-1233
姫路子ども家庭総合支援室	☎079-221-2066
姫路子ども家庭センター	☎079-297-1261

15 具体的な対応の流れ

